

関西電力株式会社
高浜発電所
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制庁

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 高浜発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	9
5. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年5月29日(月)

至 平成29年6月9日(金)

(2) 保安検査実施者

山西 忠敏

島田 浩一

奥本 昭治

深沢 幸久

浅野 博之

長澤 弘忠

美浜原子力規制事務所

館内 政昭

堀内 良徳

大飯原子力規制事務所

平井 隆

福富 晋一

津田 宜孝

原子力規制部 安全規制管理官(PWR担当)付

吉野 昌治

野澤 俊也

熊澤 富彦

地域原子力規制総括調整官(福井担当)

西村 正美

2. 高浜発電所の設備及び運転概要

号機	出力(万 kW)	運転開始年月	前四半期から現在までの運転状況
1号機	82.6	昭和49年11月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年1月10日～) 施設定期検査期間 (平成23年1月10日～)
2号機	82.6	昭和50年11月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年11月25日～) 施設定期検査期間 (平成23年11月25日～)

3号機	87.0	昭和60年1月	運転期間 (平成28年2月1日～平成28年3月10日) 停止期間 (平成28年3月10日～) 施設定期検査期間 (平成28年12月9日～)
4号機	87.0	昭和60年6月	運転期間 (平成29年6月16日～) 停止期間 (平成23年7月21日～平成29年6月16日) 施設定期検査期間 (平成23年7月21日～平成29年6月16日)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は、保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)
- ② 安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)
- ③ 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況
- ④ 重大事故等対処設備の管理状況(抜き打ち検査)
- ⑤ 周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし。

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)」、「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)」、「原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況」、「重大事故等対処設備の管理状況(抜き打ち検査)」及び「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」の5項目を検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、原子力事業本部において、品質保証会議で審議された結果がマネジメントレビューのインプットとされていること、マネジメントレビューにおいては、経営責任者である社長の積極的な関与の下、アウトプットとして社長が「業務の計画及び実施にかかわる改善」及び「資源の必要性」に係る14項目を指示事項と

し、原子力事業本部の各グループチーフマネジャー（以下「各GCM」という。）並びに美浜、高浜及び大飯発電所長へ通知されていることを確認した。

発電所においては、第22回品質保証会議結果及び第16回マネジメントレビューからの指示事項等のアウトプットを受け、発電所長の確認後、各課（室）へ通知していることを確認した。品質保証室は、上記指示事項を踏まえ、品質方針に基づく発電所品質目標を設定するとともに、各課（室）では自部門の品質目標に展開していることを確認した。特に、新規設定された発電所品質目標の内「原子力安全リスクを低減するための仕組みを強化します」においては、高浜2号機クレーンジブ倒壊事故を踏まえリスクマネジメントの改善並びにリスク感受性向上による労働災害及び設備トラブルの発生防止を目的として3項目の具体的な方策を策定し、各課（室）に展開されていることを確認した。

「安全文化醸成活動の実施状況（原子力事業本部検査を含む）」については、原子力事業本部において、安全管理GCMが「安全文化要綱」に基づき、各発電所、原子力事業本部（各部門、室・センター）の評価結果を踏まえて、原子力部門の平成28年度の安全文化評価結果を原子力安全文化推進WG及び原子力安全文化推進委員会の審議を経て、原子力事業本部長の承認を得ていることを確認した。また、評価結果については、原子力事業本部長がマネジメントレビューのインプットと併せて社長へ報告するとともに、社長から安全文化活動に係る指示事項が発せられていることを確認した。さらに、平成29年度の安全文化醸成のための活動計画については、安全管理GCMが前年度の原子力部門評価結果を受けた課題から抽出された重点施策の方向性を踏まえた安全文化醸成のための活動計画を策定し、原子力安全文化推進WG及び原子力安全文化推進委員会の審議を経て、原子力事業本部長の承認を得ていることを確認した。

発電所においては、平成28年度の評価結果から得られた課題及び原子力事業本部からの指示事項を受けて、平成29年度安全文化醸成の活動計画が策定されていることを確認した。高浜発電所における重点施策として、高浜2号機クレーンジブ倒壊事故も踏まえた4項目を取り上げ、関係する各課（室）にて、安全文化重点施策活動計画に展開されていることを確認した。なお、平成29年度高浜発電所の品質目標及び安全文化重点施策活動計画では、2号機クレーンジブ倒壊事故を受けて「原子力安全のリスクを低減するための仕組みの強化」及び「現状への問いかけや組織全体のリスク感知能力向上」という目標を設定しているが、その取組の結果、所員のリスク感知能力や意識が向上しているかをリスク検討会での抽出件数又は実際の人的過誤トラブル発生件数等の指標を定め、各課（室）・グループ毎に、その達成度を定量的に評価するよう事業者に改善を求めた。

「原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況」については、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が、選任条件を満たしていること、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が、保安規定で定められている職務を遂行していることを確認した。また、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者間の相互の職務についての情報共有は、原子力発電運営委員会、発電所レビュー会議、リスクレビュー会議等への参加により、意思疎通を図っていることを確認した。

「重大事故等対処設備の管理状況（抜き打ち検査）」については、保安規定第85条「重大事故等対処設備」で要求されている合計251項目の確認事項全てについて、適切な時期に漏れなく実施されていることを確認した。なお、現状実施されていなかった「可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ」等の確

認事項42項目については、保安規定で要求されている期限に至っていないため、今後期限までに確認事項を実施する予定であることを聴取した。

「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」については、周辺監視区域境界において、新規規制基準関連の工事が実施されていることから、保安規定第111条に定める区域境界における管理の実施状況を現場確認した結果、工事実施箇所のフェンス、標識については、社内標準に従い、必要に応じフェンス等の修繕、追加の立入禁止処置等が適切に行われていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運営管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等(4号機 アニュラス浄化ファン起動試験)への立会等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題を明確にし、経営責任者から改善が指示され、活動計画等に展開されているか確認した。

検査の結果、原子力事業本部においては、平成28年度の美浜、高浜及び大飯発電所レビュー結果並びに原子力事業本部(各部門、室・センター)の活動結果が「品質保証会議運営要綱」に基づき、管理責任者である原子力事業本部長が主宰する品質保証会議にて審議されていることを「第22回品質保証会議 付議資料」及び「第22回品質保証会議結果の通知について」により確認した。

また、品質保証会議のアウトプットとして、「業務の計画及び実施にかかわる改善」及び「資源の必要性」に係る「プラントの再稼働に向けて安全対策等を確実に実施すること」「安全性の更なる向上を目指し、自主的・継続的に安全への取り組みを実施すること」「原子力の信頼回復、理解醸成に向けた活動に確実に取り組んでいくこと」等の9項目を指示事項としていること、原子力事業本部長が各GCM、美浜、高浜及び大飯発電所長に通知していることを「第22回品質保証会議結果の通知について」により確認した。

マネジメントレビューにおいては、経営責任者である社長の積極的な関与の下、品質方針の変更の必要性が評価され、変更の必要は無いと判断されていること、上記品質保証会議からのアウトプットの内6項目に「業務の計画及び実施にかかわる改善」及び「資源の必要性」に係る「原子力事業本部幹部から安全最優先に関する訓示や、継続的なメッセージを発信するなど、安全文化の再徹底を図っていくこと」「協力会社アンケート結果を踏まえて、協力会社との意思疎通を更に改善していくこと」「リスクマネジメントを更に充実すること」「社員及び協力会社社員に対して、リスク感受性を高めていくための教育等を実施すること」等を加えた計14項目が社長からの指示事項とされていることを「第16回マネジメントレビューのアウトプットについて」により確認した。

原子力事業本部長がマネジメントレビューのアウトプットについて、各GCM、美浜、高浜及び大飯発電所長へ通知されていることを「第16回マネジメントレビューからのアウトプットの通知について」により確認した。

発電所においては、第22回品質保証会議結果及び第16回マネジメントレビューからの指示事項等のアウトプットを受け、発電所長の確認後、各課(室)長へ通知していることを「第22回品質保証会議結果の通知について」及び「第16回マネジメントレビューからのアウトプットの通知について」により確認した。品質保証室長は、上記指示事項を踏まえ、品質方針に基づく発電所品質目標を設定するとともに、各課(室)では自部門の品質目標に展開し、発電所運営会議で審議された後、発電所長が承認していることを「発電所運営会議(運営計画策定会議)結果について」及び「平成29年度 高浜発電所品質目標(保守管理目標含む)の設定について」により確認した。特に、新規設定された発電所品質目標の内「原子力安全リスクを低減するための仕組みを強化します」においては、高浜2号機クレーンジブ倒壊事故を踏まえリスクマネジメントの改善並びにリスク感受性向上による労働災害及び設備トラブルの発生防止を目的として、

(ア) 労働災害発生防止に向け、リスクマネジメントの改善および作業リスクへの感受性を高める取組みを所内で推進する

(イ) 自然環境悪化を前提としたリスク検討会、変更管理検討会等を通じ、リスク抽出を所内で推進する

(ウ) 労働災害及び設備トラブルの発生防止に向け、工事の調達から施工管理の各段階における問いかけや非常駐を含む請負会社との意思疎通、確認、指示の促進等により、日常的にリスクマネジメント及びリスク感受性向上に取り組む

の3項目を具体的な方策とし、各課(室)・グループの品質目標に展開されていることを「平成29年度 高浜発電所各課(室)品質目標」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係わる保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)

安全文化醸成活動は、安全文化の向上を目指し継続的に実施されている活動であり、常に事業者の改善に向けた活動を確認する必要があることから、平成28年度の安全文化醸成活動の評価結果を踏まえた平成29年度の活動計画等が管理責任者の積極的な関与により策定されているか確認した。また、本年1月に発生した「高浜発電所2号機 大型クレーンジブ倒壊事故」を受けて「社員及び協力会社(常駐でない協力会社含む)社員による日常からの自然現象等のリスクに対する議論・啓発活動を推進する活動」を活動計画等に展開しているか確認した。

検査の結果、原子力事業本部においては、安全管理GCMが「安全文化要綱」に基づき、美浜、大飯及び高浜発電所の平成28年度安全文化醸成活動評価結果及び原子力事業本部(各部門、室・センター)の評価結果を踏まえて、平成28年度原子力部門の安全文化評価案を作成し、原子力安全文化推進WG及び原子力安全文化推進委員会の審議を経て、管理責任者である原子力事業本部長が承認していることを「平成28年度 安全文化評価結果等の報告の実施について」により確認した。この原子力部門の評価では、本年1月に発生した「高浜発電所2号機 大型クレーンジブ倒壊事故」も踏まえ、評価の視点である「安全最優先のプライオリティ」、「協力会社との意思疎通」及び「現状への問いかけ、リスク評価」における課題として、

(ア) 社長・原子力事業本部幹部からの安全最優先に関する訓示、継続的なメッセージの発信等による安全文化の再徹底

(イ) 協力会社アンケート結果を踏まえた、協力会社との意思疎通の更なる改善

(ウ) リスクマネジメントの更なる充実

(工) 当社社員、協力会社社員に対するリスク感受性を高めていくための教育等の実施

の4項目を平成29年度新規重点施策の方向性として抽出していることを「平成28年度 安全文化評価結果等の報告の実施について」により確認した。

また、重点施策「再稼働に係わる業務による職場繁忙に対する健康の維持・管理方策の検討の実施」が平成29年度も継続され、この重点施策を加えた計5項目を原子力事業本部長からの安全文化醸成活動に関わる指示事項としていることを同記録により確認した。

原子力部門の評価結果については、原子力事業本部長がマネジメントレビューのインプットと併せて社長へ報告を行い、平成29年度安全文化を醸成するための活動に係る指示事項が社長から発せられていることを「第16回マネジメントレビューからのアウトプットについて」により確認した。

平成29年度の安全文化醸成のための活動計画については、安全管理GCMが「安全文化要綱」に基づき、前年度の原子力部門評価結果を受けた課題から抽出された重点施策の方向性を踏まえた活動計画案を作成し、原子力安全文化推進WG及び原子力安全文化推進委員会の審議を経て、原子力事業本部長の承認が得られていることを「平成29年度 原子力部門 安全文化醸成のための活動 年度計画」の策定と実施についてにより確認した。

発電所においては、平成28年度の安全文化評価結果から得られた課題及び原子力事業本部からの指示事項を受けて、平成29年度安全文化醸成の活動計画が策定されていることを「平成28年度 高浜発電所 安全文化評価結果について」「平成28年度 原子力部門安全文化評価の実施結果の通知について」及び「平成29年度 高浜発電所 安全文化醸成のための活動計画について」により確認した。高浜発電所における重点施策として、高浜2号機クレーンジブ倒壊事故等も踏まえて

(ア) 所長からの安全最優先に関する訓示、継続的なメッセージの発信等による安全文化の再徹底

(イ) 業務効率化・業務削減・健康維持の継続的な活動の実施

(ウ) 大型工事等作業における必修各課間での積極的な確認・連携の推進

(工) 当社社員・協力会社社員(常駐以外も含む)におけるリスクマネジメントの更なる充実及びリスク感受性向上

の4項目を取り上げ、関係する各課(室)にて、安全文化重点施策活動計画に展開されていることを、「平成29年度 高浜発電所 安全文化醸成活動に係る各課重点施策活動計画について」により確認した。

特に、本年1月に発生した「高浜発電所2号機 大型クレーンジブ倒壊事故」を受けた取組として実施する「当社社員・協力会社社員(常駐以外も含む)におけるリスクマネジメントの更なる充実及びリスク感受性向上」に紐づく活動として、土木建築課は、具体的な取組内容として「各工事現場(請負会社含む)の安全意識レベルの向上」を掲げ、主要工事の施工要領書単位で、関係する必修課員参加による元請会社、土木建築課との合同リスクアセスメントを実施し、第三者の視点を利用することで潜在するリスクの洗い出し作業を実施する計画であることを「土木建築課 平成29年度安全文化重点施策活動計画」により確認した。

なお、当事務所より、平成29年度高浜発電所の品質目標及び安全文化重点施策活動計画では、2号機クレーンジブ倒壊事故を受けて「原子力安全のリスクを低減するための仕組みの強化」及び「現状への問いかけや組織全体のリスク感知能力向上」という目標を設定しているが、その取組の結果、所員のリスク感知能力やリスクに対する意識が向上しているかをリスク検討会での抽出件数または実際の人的過誤トラブル発生件数等の指標を定め、各課(室)・グループ毎にその達成度を定量的に評価するよう事業者に改善を求めた。

以上のことから、当該検査項目に係わる保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

- ③ 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況
平成27年度第2回保安検査での確認から2年以上が経過していることから、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が、保安規定第10条及び第10条の2に定める職務等について、保安規定に従い適切に実施されているか確認した。

検査の結果、原子炉主任技術者の選任条件である「原子炉主任技術者免状を有する者で、規定された業務に通算して3年以上従事した経験を有すること」を満たしていることを、該当者の免状及び略歴書により確認した。電気主任技術者の選任条件である「第一種電気主任技術者免状を有する者で、課長以上の職位であること」を満たしていることを、該当者の免状及び職歴により確認した。ボイラー・タービン主任技術者の選任条件である「第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者で、課長以上の職位であること」を満たしていることを、該当者の免状及び職歴により確認した。

原子炉主任技術者は、保安規定で定められている「成立性確認訓練の実施計画」「1次冷却材温度・圧力の制限範囲」「所員への保安教育実施計画」等の所長の承認に先立ち確認する職務を遂行していることを「平成28年度高浜発電所3、4号機現場シーケンス訓練による成立性確認の実施について」「高浜4号機 第4回原子炉容器照射脆化監視試験結果報告及び試験結果に基づく加熱・冷却制限曲線の変更について」「平成29年度高浜発電所保安教育実施計画について」等により確認した。また、保安規定で定められている「技術的能力の確認訓練の結果」「異常が発生した場合の原因調査および対応措置」等の各課(室)からの報告内容等を確認する職務を遂行していることを「高浜3、4号機 大規模損壊発生時の対応に係る総合的な訓練結果の上申について」「高浜4号機発電機自動停止に伴う原子炉自動停止事象の再発防止対策の実施状況の報告について」等により確認した。さらに、保安規定で定められている「運転日誌等」「放射線管理に係る記録」等の記録の内容を確認する職務を遂行していることを「運転日誌等」「高浜発電所 原子炉施設保安規定に基づく報告について(1. 管理区域内集積線量当量測定記録等)」等により確認した。

電気主任技術者の職務については、保安規定で規定している内容を具体化した「電気主任技術者が所管する定期事業者検査要領書等の審査」「電気主任技術者が所管する定期事業者検査結果報告書の確認」「主として電気設備の構造、機能および性能に係る検査ならびにプラント全体の機能および性能に係る検査の立会いまたは記録確認」等の職務が「高浜発電所 技術業務所則」に規定されていることを確認した。また、ボイラー・タービン主任技術者の職務についても、保安規定で規定している内容を具体化した「ボイラー・タービンが所管する定期事業者検査要領書等の審査」「ボイラー・タービンが所管する定期事業者検査結果報告書の確認」「主として機械設

備の構造、機能および性能に係る検査ならびにプラント全体の機能および性能に係る検査の立会いまたは記録確認等の職務が、「高浜発電所 技術業務所則」に規定されていることを確認した。電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が定められた職務を遂行していることを、「高浜発電所4号第20保全サイクル定期事業者検査要領書制定・改定チェックシート 2次系ポンプ分解検査」「高浜4号機 検査結果報告(通知)書 非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機の作動確認)」「高浜発電所3号機 適合性確認検査要領書制定・改定チェックシート 要領書番号 T3-1-0301」等より確認した

原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者間で行う相互の職務についての情報共有は、原子力発電安全運営委員会、発電所レビュー会議、リスクレビュー会議等への参加により、意思疎通が図られることを聴取等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係わる保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

④ 重大事故等対処設備の管理状況(抜き打ち検査)

高浜3、4号機については、平成27年10月に新規制基準への適合に係る保安規定の変更が認可されてから1年以上が経過するとともに営業運転への移行が予定されていることから、保安規定第85条に運転上の制限事項として機能要求されている重大事故対処設備の維持管理が、保安規定に従い適切に実施されているか確認した。

検査の結果、保安規定第85条「重大事故等対処設備」で要求されている合計251項目[※]の確認事項すべてについて、確認事項が適切な時期に漏れなく実施されていることを「高浜発電所3・4号機大容量ポンプの起動確認試験 試験実施チェックシート」「蓄圧注入系弁動作検査記録」、「高浜4号機 A ガスサンプリング圧縮機起動試験結果の報告」等により確認した。なお、現状実施されていなかった「可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ」等の確認事項42項目については、保安規定で要求する期限に至っていないため、今後期限までに確認事項を実施する予定であることを聴取した。

また、機器に対する確認事項が多いため、設備所管課(室)に任せるだけでなく、安全・防災室が、クロスチェックの観点から機器に対する確認事項を網羅した「保安規定確認事項一覧表」にて、毎月末を目処に至近の実施実績及び次回の実施予定を、各課(室)から集約し、保安規定を遵守した頻度で、確認事項の実施が計画されているかチェックしていることを確認した。

※)保安規定第85条「重大事故等対処設備」では、「緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備」「1次系のフィードアンドブリードをするための設備」等の21設備に対して、「原子炉停止機能喪失事象 緩和設備論理回路に対する機能検査を実施する」等の機器に対する確認事項が、合計251項目あり、各確認事項には確認を開始する適用モード、確認頻度等が規定されている。

以上のことから、当該検査項目に係わる保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

⑤ 周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)

周辺監視区域境界において、新規制基準関連の工事が実施されていることから、保安規定第1

11条に定める区域境界における管理が、社内標準等に従い適切に実施されているか確認した。

検査の結果、新規制基準関連の工事実施箇所近傍における周辺監視区域境界の管理については、「放射線管理業務所則」に従い、フェンス、標識を適切に維持、管理を行い、必要に応じフェンス等の修繕、追加の立入禁止処置が実施されていることを現場にて確認した。同区域内に業務上立入る者の管理については、工事作業者名簿を事前に提出させ、出入口ゲートの鍵利用者を限定することで、出入管理が実施されていることを「田浦道横のゲート鍵(周辺12車・人)の受取者名簿」により確認した。

また、周辺監視区域境界の点検については、年1回、委託先にて「放射線管理業務所則」に従い実施されていること、フェンス、標識の点検の結果、脱落、破損等の異常を発見した場合には、適切に簡易処置が実施されていること、簡易処置が困難な場合にはその状況を点検結果報告書に記載し、放射線管理課長に報告していることを「高浜発電所 放射線測定管理業務委託のうち 周辺監視区域境界フェンス、標識点検結果報告書」により確認した。この報告を受け取った同課長は、フェンス等の修繕工事を計画し、実施していることを「周辺監視区域フェンス等修繕工事(平成28年度)」により確認した。

なお、事業者は点検結果を集計し、フェンス破損等の傾向を把握しており、毎年、破損等が発生している箇所については、倒木や動物による影響が予想されることから、フェンス境界付近の樹木の抜採やフェンスの耐久性を強化する等の対策を前広に取り組む予定であることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係わる保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

2)その他

なし

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	号 機	5月29日(月)	5月30日(火)	5月31日(水)	6月1日(木)	6月2日(金)	6月3日(土)	6月4日(日)	
午 前	(1, 2, 3, 4号)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>◎マネジメントレビューの実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>◎安全文化醸成活動の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>○原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>◇周辺監視区域の管理状況</p>			
午 後	(1, 2, 3, 4号)	<p>◎マネジメントレビューの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◎安全文化醸成活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◇周辺監視区域の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>○原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◎マネジメントレビューの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室等の巡視(休日) 		
勤務時間外	(1, 2, 3, 4号)				<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視(定時後) 				

○: 検査項目 ◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 □: その他として検査した項目 ●: 会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	号 機	6月5日(月)	6月6日(火)	6月7日(水)	6月8日(木)	6月9日(金)
午 前	(1, 2, 3, 4号)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●定例試験立ち会い(4号機アニュラス空気浄化ファン起動試験) ●中央制御室の巡視 ◇重大事故等対処設備の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の現場巡視(3号機原子炉格納容器) ◇重大事故等対処設備の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の実施状況
	原子力事業本部		<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◎マネジメントレビューの実施状況 			
午 後	(1, 2, 3, 4号)	◇重大事故等対処設備の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の現場巡視(3号機原子炉格納容器) ◇重大事故等対処設備の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	◇重大事故等対処設備の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	◎安全文化醸成活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
	原子力事業本部		○安全文化醸成活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 			
勤務時間外	(1, 2, 3, 4号)					

○: 検査項目 ◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 □: その他として検査した項目 ●: 会議/記録確認/巡視等